

《 筑紫野市災害対策本部条例 》 資料 3.1.1

昭和 39 年 3 月 18 日
条 例 第 7 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、筑紫野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 2 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号）

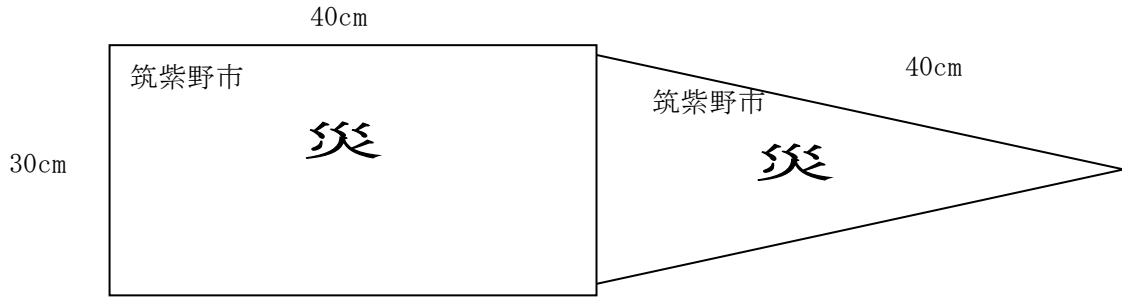
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

《 市災対本部の標識（案） 》 資料 3.1.2

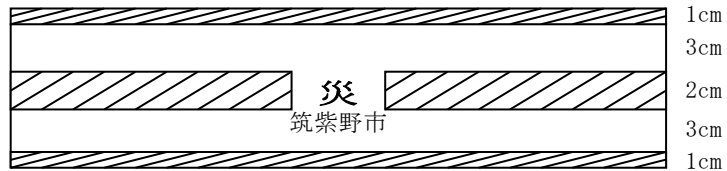
《 自動車用標識 》



《 腕章 》

※白地に赤文字とする

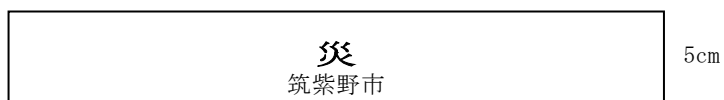
本部長用



副本部長及び班長用



本部要員用



※白地とし、斜線の部分及び文字は赤色とする。